

【介護保険負担限度額認定申請】の認定要件について

下記の表の、各利用者負担段階における「対象者」と「預貯金等資産要件」を同時に満たす方が負担限度額認定の対象となります。

利用者負担段階	対象者	預貯金等資産要件
第1段階	●老齢福祉年金受給で世帯全員*1が住民税非課税 ●生活保護受給者	単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
第2段階	●世帯全員*1が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で826,500円以下*2	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
第3段階①	●世帯全員*1が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で826,500円*2超120万円以下	単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下
第3段階②	●世帯全員*1が住民税非課税で、本人の前年の合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で120万円超	単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下

*1 世帯分離している配偶者も含みます。

*2 令和8年7月までは、80万9千円です。

※ 65歳未満の方は、収入等に関係なく預貯金等の合計は1,000万円（夫婦は2,000万円）以下です。